

学術大会運営規程

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人石川県理学療法士会（以下、「本法人」という）の学術大会の運営に関する必要な事項を定める。

(学術大会)

第 2 条 本規程における学術大会とは、石川県理学療法学術大会および本法人が担当する場合の東海北陸理学療法学術大会をいう。

(大会長)

第 3 条 学術大会を主宰するため、学術大会大会長（以下、「大会長」という）1名を置く。

(大会長の選出)

第 4 条 大会長は、会長が推薦し、理事会の承認を受けなければならない。承認後、会長が委嘱する。

(大会長の職務)

第 5 条 大会長は、学術大会の準備委員会と協力し、学術大会の開催にかかる一切の業務を所掌する。

2. 大会長に事故ある時は、理事会が代行者又は後任者を決定する。

(大会長の任期)

第 6 条 大会長の任期は、委嘱された日から該当する学術大会の会務報告がなされるまでとする。

(準備委員会)

第 7 条 大会長は、準備委員会を設置しなければならない。

2. 大会長は、地域や専門性等を考慮して、準備委員会に相応しい正会員を適当数推薦し、理事会に報告する。承認後、大会長が委嘱する。

3. 準備委員会の任期は、委嘱された日から該当する学術大会の会務報告がなされるまでとする。

4. 準備委員会は、学術大会のプログラムの企画、立案、運営等を行う。

5. 学術大会のプログラムの概要は、開催準備に十分な期間を持った時期の理事会に報告する。

(継続的な質の担保)

第 8 条 大会長および準備委員会は、本法人と連携をとり、学術大会の企画、立案、運営等に関する支援を受けることで、継続的な質を担保する。

(学術大会の公開)

第 9 条 学術大会は公開とする。ただし、大会長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

(参加費)

第 10 条 学術大会に参加する者は、参加費を納入しなければならない。

(発表資格)

第 11 条 学術大会で発表又は討論をする筆頭演者は、本法人の正会員、名誉会員、及び日本理学療法士協会の正会員とする。ただし、大会長が特に許可した者はその限りではない。

(発表の申込)

第 12 条 学術大会で研究発表を行おうとする者は、大会長の指定する期日までに研究内容等を所定の様式により申込をしなければならない。

(倫理規定)

第 13 条 学術大会で研究発表を行おうとする者は、「ヘルシンキ宣言」、「臨床に関する倫理指針」及び「疫学研究に関する倫理指針」の倫理的指針に従い、各施設の研究倫理規定等を遵守し、倫理的配慮のもとに行なわれた研究発表であることを抄録に明記しなければならない。

2. 申込者は、研究対象者のプライバシーや個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

(査読)

第 14 条 一般演題は公募制とする。一般演題は、本法人で定めた公募カテゴリーにそって公募し、査読のうえ採択を決定する。

2. 査読は匿名で行い、複数の査読者により公正に行う。

3. 一般演題の採否は準備委員会で決定する。

4. 大会長は、一般演題の採否の結果、発表形式、発表日時等を決定し、申込者に通知しなければならない。

(抄録集)

第 15 条 学術大会の抄録集等は準備委員会が編集する。

(寄付等)

第 16 条 本法人は、大会開催の趣意書を作成し、企業からの寄付、広報協力、展示協力等を依頼することができる。

(学術大会の講師・座長等)

第 17 条 学術大会の講師・座長が会員の場合、参加費と懇親会費は自己負担とする。謝金規程および旅費及び諸経費支給規程に従い日当・会議費、交通費及び宿泊費を支給することができる。

2. 学術大会の講師・座長が非会員の場合、参加費と懇親会費を免除する。謝金規程および旅費及び諸経費支給規程に基づき、講演料、交通費、宿泊費を支給することができる。
3. 海外及び国内の特別講演者等の参加費と懇親会費は免除のうえ、講演料、交通費及び宿泊費は謝金規程および旅費及び諸経費支給規程に基づいて支給することができる。
4. 市民公開講座の講師や懇親会協力者等への謝礼等は謝金規程および旅費及び諸経費支給規程に基づいて支給することができる。

(名誉会員)

第 18 条 名誉会員の参加費と懇親会費は免除する。

(企業共催)

第 19 条 本法人は、大会開催の趣意書を作成し、企業共催（ランチョンセミナー、モーニングセミナー、イブニングセミナー等）を依頼することができる。

(会務報告)

第 20 条 大会長は、学術大会の終了後速やかに学術大会にかかる費用の収支決算書及び学術大会の会務報告書を、理事会に提出しなければならない。

(規程の変更)

第 21 条 本規程は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(雑則)

第 22 条 本規程に定めるもののほか、学術大会運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和元年 11 月 7 日より施行する。